

第6号議案

社会福祉法人 丹後視力障害者福祉センター
音訳奉仕者資格認定審査委員会規程

定款施行細則第5条の改正をうけて、委員会の位置付けを変更する。

改正前（現行）	改正後
<p>第1条 この委員会は、<u>定款施行細則第5条に規定する図書館運営委員会の諮問を受けて、音訳奉仕者の資格認定審査を行い、答申すること</u>を目的とする。</p>	<p>第1条 この委員会は、<u>音訳奉仕者の資格認定審査を行うこと</u>を目的とする。</p>
<p>第2条～第9条 省略</p>	<p>第2条～第9条 省略</p>
<p>附 則 1～2 省略</p>	<p>附 則 1～2 省略 3 <u>この規程の一部を平成31年3月8日に改正し、平成31年4月1日から適用する。</u></p>